

参加費
無 料

“合理的配慮の義務化” 知っていますか？

～障害者差別解消法が改正されました～

障害者差別解消法は平成28年4月に施行され、施行後3年を目途に、事業者による合理的配慮の在り方などについて所要の見直しを行うこととされていました。

このため、国の障害者政策委員会において議論が行われ、取りまとめられた意見書等を踏まえた改正法案が令和3年5月に成立し、6月4日に公布されました(令和6年度までに施行される予定)。

この改正法では、これまで「努力義務」とされていた「事業者による合理的配慮」が「義務化」されることになりました。

「障害者差別」とはということか、「合理的配慮」の義務化で何が変わるのか？

法律の見直し議論の内容や、これまでの障害者差別に関する相談対応事例等を通して理解を深め、共生社会の実現のために、各企業でこういった取組が必要か考えていただく機会としてください。

【第1部】基調講演「障害者差別解消法改正～今後企業に求められること～」

野澤 和弘 氏

(植草学園大学 副学長・一般社団法人スローコミュニケーション代表・障害者政策委員会 委員)

【第2部】パネルディスカッション

パネリスト：瀬戸野 喜雄 氏 (京都府健康福祉部障害者支援課 (広域専門相談員))

森 政幸 氏 (京都人権擁護委員協議会 高齢者・障がい者の人権擁護委員会委員長)

村田 恵子 氏 (京都頸髄損傷者連絡会会長 DPI女性障害者ネットワークメンバー)

コーディネーター：野澤 和弘 氏

日時 令和4年2月10日(木)
午後2時 ～ 午後4時30分
(受付開始 午後1時30分)

会場 ハートピア京都
大会議室 (3階)

(中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地)



対象

京都市内に事業所のある企業等の
経営者、総務・人事責任者、
人権研修推進者等

【アクセス】

- 京都市営地下鉄丸太町線「丸太町」駅下車 5番出口
(地下鉄連絡通路から連結)
- 京都市バス、京都バス、JRバス「烏丸丸太町」バス停
下車烏丸通沿いを南へ

申込
方法

令和4年2月3日(木)まで【会場：先着50名、オンライン：先着50名】

申込フォーム：右の二次元コード又は専用のアドレス

【https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=5090】から
お申込みください。

FAX：裏面の申込書※を記載し、075-366-0139 に送信してください。

(※下記ホームページからダウンロード可)



※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、中止又は延期と判断する場合があります。

【内容についてのお問合せ】(平日の午前8時45分～午後5時30分)

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 電話 (075) 222-4161 FAX (075) 251-2940

【申込みについてのお問合せ】(平日の午前8時45分～午後5時30分)

京都市文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当 電話 (075) 222-3096 FAX (075) 366-0139

ホームページ「京都市情報館」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/> 又は左記名称で検索) トップページから、
画面上部「暮らしの情報」→画面右下部「人権」企業啓発→「企業向け人権啓発講座」を御覧ください。